

遺言信託

信託銀行が遺言書の作成と内容の実現を助ける「遺言信託」というサービスが個人の関心を集めている。自分の死後に家族の争いなどが起きるのを防ぐには遺言が欠かせないが、実行には手間がかかり、専門家の助力が必要なことが多いためだ。遺言信託の中身と利用上の注意点をまとめた。

「信託銀行で孫に贈与するための口座を作った。同時に遺言信託の利用も強く勧められた。そもそも必要なものかもしれないが、本当にメリットはあるのだろうか」。神奈川県で年金生活をしている矢島和夫さん(仮名、70)は悩んでいる。

2015年に相続税の課税が強化されることを受け、信託銀行は相続に絡むサービスの売り込みを強めている。矢島さんも遺言を書くつもりだが、銀行の世話になる必要はないと考えていた。だが、利用する(注)などで自分の死後の家族の助けになるなら、一つの選択肢とも思ふ。

確かに遺言信託は利用する本人だけでなく、残る家族のためのサービスだ。左表の通り、遺言書の作成支援や保管から相続財産の名義変更、遺言を実現する執

遺言信託に関心

ただ、遺言できることや遺言の様式は法律で厳密に決められており、個人が法的に有効な遺言を書くのは容易でない。そこで弁護士や司法書士などに相談する向きは多いが、遺言信託では信託銀行に任せられる。具体的には信託銀行に「遺言信託を利用したい」と伝えると、まず支店の担当者が財務コンサルタントといった肩書を持つ専門職らに、遺言者の希望や家族関係に配慮した遺言の原案を作ってもらえる。原案作成まで「3ヶ月以内」かかる場合が多い。「三菱UFJ信託銀行執行役員 ラストフアインシャルプランナーの灰谷健司氏(以下)」。

原案に納得できたら、公証役場に行き、公証人に正式の公正証書遺言にしてもらう。2名の証人が必要だが、銀行員が務めることもできる。

遺言信託の契約は原則、信託銀行が作成支援や執行

費用は高額、納得して利用

公正証書遺言を作成した日になる。契約したら、その段階で作成の基本手数料を支払う。

契約後の主なサービスは遺言書の保管と管理。定期的に信託銀行から照会があり、相続人が死亡した場合や相続財産の内容に変更があり遺言書を書き換える場合にサポートしてくれる。費用は遺言の保管料が毎年かかるほか、内容の変更が必要な場合は、その都度手数料を払う。

基本手数料と遺言の保管料は銀行により異なるので確認しよう。例えば基本手数料は三菱UFJ信託、三井住友信託、みずほ信託が31万5000円だが、三井住友銀行は21万円、りそな銀行も一定のケースで21万円(他は31万5000円)としている。

サービスが最も効果を発揮するのは依頼者が亡くなった時。つまり遺言を実現するのとまだ、「誰に何をどのくらい相続させるか」を記した遺言の内容は、何も

「遺言信託」のサービスの大きな流れと諸費用

サービスの流れ	費用												
遺言についての事前相談	相談は無料												
公正証書遺言の作成	公証人の手数料や戸籍謄本取り寄せの費用がかかる												
契約の締結	信託銀行に支払う費用 <ul style="list-style-type: none"> 基本手数料 31万5000円 遺言書管理料 年5250円 変更手数料 5万2500円 <small>(注)三菱UFJ信託銀行の例。消費税込み</small>												
定期的な照会													
遺言者の死亡													
相続人に遺言書の説明													
遺言の執行	遺言執行報酬= 相続財産の価額×料率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相続財産価額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以下の部分</td> <td>1.785%</td> </tr> <tr> <td>1億円超3億円以下の部分</td> <td>1.05%</td> </tr> <tr> <td>3億円超5億円以下の部分</td> <td>0.63%</td> </tr> <tr> <td>5億円超10億円以下の部分</td> <td>0.42%</td> </tr> <tr> <td>10億円超の部分</td> <td>0.315%</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注)みずほ信託銀行の例。最低報酬額は消費税込み105万円。一部例外もある</small>	相続財産価額	料率	1億円以下の部分	1.785%	1億円超3億円以下の部分	1.05%	3億円超5億円以下の部分	0.63%	5億円超10億円以下の部分	0.42%	10億円超の部分	0.315%
相続財産価額	料率												
1億円以下の部分	1.785%												
1億円超3億円以下の部分	1.05%												
3億円超5億円以下の部分	0.63%												
5億円超10億円以下の部分	0.42%												
10億円超の部分	0.315%												
執行完了の報告	相続税を申告する場合は税理士への報酬、不動産相続登記をする場合は登録免許税と司法書士への報酬も必要												



おさいふすし

せずに実現できるわけではない。遺言書に代わり、誰かが執行する必要がある。遺言信託では信託銀行が執行者となり、相続人との連絡や相続財産の名義変更など様々な手続きを執行する。

最低でも100万円超

遺言信託で信託銀行に支払う対価のうち最も高額になるのが「この遺言執行報酬」。最低でも105万円(ないし157万5000円)かかる。基本的に相続財産額に各行所定の料率を掛けて決める。料率の例は左表の通り。一般に相続財産が数億円ならば数百万円かかる。面倒な金融資産や不動産の名義書き換えなどの手続きのほか、相続人の連絡も任せられるので便利ではあるが、その対価を納得できるかどうかポイント。想定される相続資産を考慮して、利用の是非を判断するべきだろう。

利用を決める際には、ほかにも注意すべきことはある。信託銀行が引き受けられないケースがある点だ。

まず子の認知や未成年の相続人に対する後見人の指定など身分に関するものは引き受けない。遺言の中身がある相続人の遺留分を極端に侵害したり、家族間の法的紛争をまねく恐れがあったりする場合は引き受けない。法的紛争を解決するのは弁護士役割で、信託銀行はできないからだ。

遺言信託と同様のサービスは弁護士、司法書士といった法律の専門家も引き受けられ、実際に担っている人も多い。専門家と信託銀行それぞれのサービスをいろいろ比較検討する必要もあるだろう。

(編集委員 後藤直久)